



# 熊本県公報

号外 第14号  
令和6年(2024年)  
3月11日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1  
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…… (市町村課) 1

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第4号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。  
第3条第3項中「以下この項において同じ。」を削り、同項ただし書を削る。  
第4条第19項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。  
別表第7定年前再任用短時間勤務職員の項中「8,524円」を「7,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
  - 第4条第19項及び別表第7の改正規定 令和6年4月1日
- この規則による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第3項の規定は、令和6年3月1日から適用する。ただし、同項に規定する第2号会計年度任用職員(令和5年12月に期末手当を支給された職員に限る。)に係る同項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第5号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項を削る。  
第4条第1項を削り、同条第2項中「別表第2の2の項」を「別表第2の1の項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別表第2の3の項」を「別表第2の2の項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第2の4の項」を「別表第2の3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「別表第2の5の項」を「別表第2の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「別表第2の6の項」を「別表第2の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「別表第2の8の項」を「別表第2の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「別表第2の9の項」を「別表第2の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第1

2項中「別表第2の12の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「別表第2の13の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「別表第2の20の項」を「別表第2の19の項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「別表第2の21の項」を「別表第2の20の項」に改め、同項第3号ウ中「扶養義務者」の次に「(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。第6号において同じ。)」を加え、同項を同条第20項とし、同条第22項中「別表第2の22の項」を「別表第2の21の項」に改め、同項を同条第21項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。